

12. 竹島の領土権確立と周辺海域の安全操業の確保について

中国部会提出
説明担当 松江市

竹島は歴史的事実に照らしても、国際法上も島根県隠岐の島町に属する日本国固有の領土であるにもかかわらず、韓国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け領土権を既成事実化しようとしている。昨年韓国大統領による不法上陸など一連の行動は、日本国民の感情を著しく傷つけ、極めて遺憾である。

今まで日本政府はこの問題を直視せず対応を先送りし、国としての確かな対応をしてこなかったが、昨年になって国際司法裁判所への共同提訴の提案を初め、衆参両院で竹島上陸に抗議する決議を行うなど、韓国政府に対して毅然とした態度をとる動きを見せた。しかし、新政権になり両国の関係改善を最優先に、国際司法裁判所への単独提訴や「竹島の日」に政府主催の式典を開催することを見送ろうとしている。

さらに竹島周辺水域では、韓国の竹島実力支配により我が国の漁業に関する権利が全く行使できない上、竹島問題に端を発して設定された暫定水域では、依然として漁業秩序が確立されていない状況が続いている。

このような状況の中、この度内閣官房への「領土・主権対策企画調整室」設置は一步前進であり高く評価するものであるが、竹島問題の解決のためには、国は毅然とした態度を示すとともに、国民の関心を高めていくことが欠かせない。竹島の領土権確立と漁業における周辺海域の安全操業の確保に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなど対策の強化を図られることを強く要望する。